

外国特許トピックス

2018年9月
特許業務法人志賀国際特許事務所
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

2016年度のインド特許出願統計

インド特許庁より公表されている2016年4月1日から2017年3月31日までの1年間におけるインド特許出願統計(最新版年報)に基づき、インド特許出願の概況について紹介いたします。

1. 出願件数

2016年-2017年の1年間におけるインド特許出願総件数は、45,444件(前年比3.1%減)でした。内訳は、内国人出願が13,219件(前年比1.2%増)、外国人出願が32,225件(前年比4.8%減)でした。

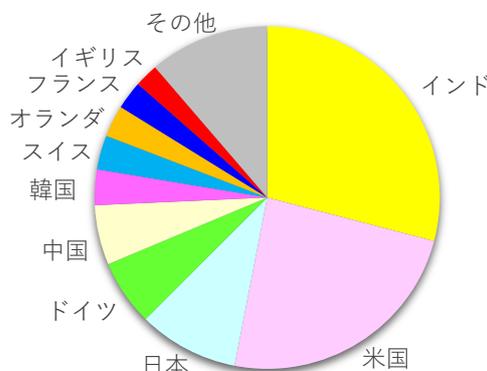
外国人出願のルート別内訳は、第1国出願が2,084件(前年比8.8%増)、パリルートが3,649件(前年比0.7%減)、PCTルートが26,492件(前年比6.2%減)でした。

	2011-2012	2012-2013	2013-2014	2014-2015	2015-2016	2016-2017	前年比
内国人	8,921	9,911	10,941	12,071	13,066	13,219	+1.2%
外国人	第1国出願	1,031	1,144	1,228	1,461	2,084	+8.8%
	パリルート	4,280	4,184	3,704	3,174	3,649	-0.7%
	PCTルート	28,965	28,435	27,078	26,057	26,492	-6.2%
	合計	34,276	33,763	32,010	30,692	33,838	-4.8%
総合計	43,197	43,674	42,951	42,763	46,904	45,444	-3.1%

ピンク色部分は前年比でプラス、水色部分は前年比でマイナスを表しています。インド国内の経済成長とこれにともないインドが外国企業の活動拠点の一つになっていることも影響して、内国人出願と外国人第1国出願は増加傾向にあります。出願総件数の減少に関しては、翌年の2017年-2018年の特許出願総件数がここ数年で最大となっているとの現地代理人情報があることから、2016年-2017年の前年比減は一時的なものようです(2017年-2018年の統計詳細はインド特許庁が発表した際に改めて紹介いたします)。

2. 上位出願国(10ヶ国)

順位	国名	2016年	前年比(%)	全体占有率
1	インド	13,219	+1.2%	29.1%
2	米国	10,883	-7.9%	23.9%
3	日本	4,275	-11.6%	9.4%
4	ドイツ	2,818	-5.0%	6.2%
5	中国	2,562	+41.7%	5.6%
6	韓国	1,527	-13.9%	3.4%
7	スイス	1,467	+5.9%	3.2%
8	オランダ	1,359	-9.3%	3.0%
9	フランス	1,214	-3.9%	2.7%
10	イギリス	1,008	-13.5%	2.2%
-	その他	5,112	-4.1%	11.3%
	合計	45,444	-3.1%	100.0%



前年比で増加しているのは1位の自国インド、5位の中国、7位のスイスのみですが、直近2~3年における中国のインド出願件数の伸びは他国のそれを大きく上回っています。インドと中国は世界で最も急速に成長している市場のうちの2つで、共に優れた投資機会を提供していますが、中国国内の賃金コストが上昇しているため中国企業がインドへの投資に興味を持ち、この動きが中国のインド出願件数増加にも表れているようです。

3. 審査件数の増加

2016年-2017年では、審査件数(Office Action 発行件数)が前年比72.2%増加の28,967件でした(特許付与件数も前年比55.3%増で9,847件)。2017年5月の外国特許トピックス「インドの審査状況」で、特許庁内の書類電子化による作業効率向上、Acceptance 期間短縮、Hearing 運用見直しによる時間削減、審査官の多数増員が Office Action 発行件数増加要因と紹介しましたが、これらの他に”Auto-allocation of Requests for examination”(2016年4月から実施)も審査件数増加の一因となっています。すなわち、インドには特許庁支局がコルカタ、ムンバイ、チェンナイ、デリーの4ヶ所あり、内国人出願は出願人所在地、外国人出願は現地代理人所在地により土地管轄で担当支局が決定されていましたが、審査請求されると出願受理した支局とは無関係に技術分野に応じて自動的に割り振るようになりました。これにより、現在は支局間の審査件数の均一化を実現し、インド特許庁全体の Backlog 解消に大きく寄与しています。

インド特許庁は、2020年までに審査請求日から30~36ヶ月以内に First Office Action を発行したいと考えているようで、2017年-2018年での審査件数がさらに伸びることを期待できそうです。

以上